

第156回

近畿地方交通審議会
神戸船員部会議事録

令和3年9月24日

神戸運輸監理部

[第156回 近畿地方交通審議会 神戸船員部会議事録]

1. 日 時 令和3年9月24日（金） 15時30分から
2. 場 所 神戸運輸監理部 行政相談室及びWEB上
3. 出席者
（公益委員）羽原部会長、奥見委員、櫻庭委員、湊委員（欠）
（労働者委員）浦委員、和田委員、中野委員
（使用者委員）南委員、加藤（潔）委員、加藤（琢）委員
（運輸監理部）中村海事振興部長、中村海事振興部次長、
土谷海上安全環境部調整官
（事務局）土谷船員労政課長、飯塚船員職業安定係員
4. 議 事
（1） 管内の雇用状況等について
（2） その他
5. 閉 会

[議 事 概 要]

海事振興部次長

定刻となりましたので、第156回近畿地方交通審議会神戸船員部会を開催させていただきます。

本日は、兵庫県下の緊急事態宣言が9月30日まで延長されたことを受けまして、オンライン開催とさせていただきますが、円滑な議事運営にご協力をお願い申し上げます。

では部会長、議事進行のほど、よろしくお願いいたします。

部会長

では皆様、よろしくお願いいたします。

まず、事務局から、本日の出欠状況及び資料の確認をお願いします。

海事振興部次長

本日の出欠状況につきましては、公益委員の泷先生が乗船実習で欠席をされておりますけれども、定数を満たしておりますので、船員部会運営規則第9条の規定により、有効に成立していることをご報告いたします。

次に、本日の配付資料でございます。今週火曜日に皆様のお手元に届くように郵送させていただきます。

- ・議事次第
- ・資料1 「第155回神戸船員部会議事録（案）」
- ・資料2 「神戸管内職業紹介実績（8月分）」
- ・資料3 「全国版船員職業紹介実績一覧表（7月分）」
- ・神戸船員部会情報
- ・令和3年度最低賃金専門部会の委員構成表
- ・官報公示のコピー
- ・全国の令和3年度最低賃金審議等

以上となっております。

それと「第29回海事立国フォーラム in 東京」のリーフレットを、本日、メールで追加送付させていただきます。

以上です。

部会長

では、最初に、第155回船員部会の議事録の承認について、お諮りします。

資料1の議事録（案）をご確認ください。

案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(異議なし)

部会長

では、異議なしということで、承認されたものといたします。

続きまして、議題について審議したいと思います。

まず、議題（１）の管内の雇用状況等について、船員労政課長から、ご説明をお願いします。

船員労政課長

それでは、資料２に基づいて、神戸管内の船員の雇用状況等について簡単にご説明いたします。

８月期の新規求人件数は２９件で、前月比＋８件、前年同月比では、－２件でした。月間有効求人件数は７９件で前月比＋９件です。

新規求職件数は１５件で、前月比－３件、前年同月比では＋１件でした。月間有効求職件数は５３件で前月比＋１件です。

ちなみに新規求職者の平均年齢は４１．１歳、最高年齢は７３歳の方でした。

次に、求人側から見た成立件数が７件、求職側から見た成立件数が６件、月間有効求人倍率は１．４９倍で前月比＋０．１４ポイント、前年同月比では＋０．０９ポイントと、順調に回復してきております。

新規求人２９件のうち、１９件が貨物船で、船種の内訳は一般貨物船、タンカー、ガット船などでした。旅客船が３件、その他船舶の７件はタグボートなどでした。

新規求職者１５名のうち、一般貨物船の希望が８名、旅客船の希望が４名、その他船舶の希望者２名はタグボート等の希望、鯉漁船の希望者が１名でした。

年齢構成としては６０歳以上の方が２名、５０代以上の方が３名、４０代が４名、３０代は１名、２０代が５名と比較的多い人数になっていました。

求職者の離職理由のうち会社都合の方が１名いらっしゃいますが、新型コロナに関連する事情の方ではありません。

なお、今月は船員未経験の求職者はいらっしゃいませんでした。

失業等給付の支給状況です。８月末現在の受給資格者は６名、基本手当の支給額は１,０９９,７８３円で、就職促進手当（再就職手当）支給は１名で３８４,１７４円、高齢求職者給付金支給は２名で６５９,６００円でした。

次に、資料３の、本省海事局が取りまとめた全国の船員職業紹介実績についてご説明いたします。

全国の船員の７月期の実績は、新規求人件数が１,０４１件、新規求職件数が２９１件、有効求人倍率は２．９３倍（前月比＋０．２１ポイント）です。

これに対し、資料としては付けておりませんが、厚生労働省がとりまとめた陸上職７月の有効求人倍率の全国値は１．１５倍で前月比＋０．０２です。

また、兵庫労働局発表の就業地別の有効求人倍率（季節調整値）では、
兵庫県が1.06倍（前月1.06倍、±0ポイント）、
大阪府が0.94倍（前月0.96倍、-0.02ポイント）、
京都府が1.11倍（前月1.10倍、+0.01ポイント）、
近畿2府4県では1.04倍（前月1.05倍、-0.01ポイント）でした。

簡単ではありますが、管内の雇用状況に関する説明は以上です。

続きまして、前回の8月の部会において、ご質問に回答するかたちで、雇用保険失業給付の手続きにおける「給付制限期間の延長」についてご説明させていただきましたが、内容について少し補足をさせていただきます。

離職者が失業給付受給の手続きのため窓口にお見えになり、受給資格を満たしていることが決定した日から更に7日間の失業期間が経過するまでの間を「待期期間」といい、この期間最終日の翌日からが基本手当の支給対象期間となります。

ただし、離職理由が「正当な理由が無く自己都合で離職された場合」や「自己の責任による重大な理由により解雇された場合」である方については、待期期間の最終日の翌日から「給付制限期間」がおかれます。この期間が、令和2年10月の制度改正により「3ヶ月」から「2ヶ月」に改正されたことについて、前回のご質問事項があり、これについては新型コロナにかかる特例措置ではなく、期間が限定された対応ではないと回答いたしました。

ここで補足させていただきたいのですが、給付制限期間は一律「2ヶ月」というわけではなく、「3ヶ月」が適用される場合とが混在している、ということについてです。

過去5年間のうち、自己都合による離職をされた回数が2回までの場合、給付制限期間は「2ヶ月」となりますが、これが過去5年間に3回以上となりますと、給付制限期間は「3ヶ月」となります。

また、この回数によるルールとは別に、「自己の責めに帰すべき重大な理由で退職された場合」については従来通り「3ヶ月」の給付制限期間となります。

補足説明は以上です。

部会長

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いします。

労働者委員

説明、ありがとうございます。

さきほどの説明で、給付制限期間3か月が、制度上、いかなる場合でも2か月になったということだけでなく、条件付きで、過去5年に遡って5回失業保険を受けられた方とか、要は自己都合の離職の場合は、今までどおり、待期期間が終わってか

ら3か月という形でよろしいですか。

船員労政課長

給付制限自体が、自己都合で離職された方等に対する限定的な制限になり、会社都合で辞められた方には給付制限がつかないのは以前からの運用と同じです。ただ、自己都合離職に関しても、5年間のうち2回までの自己都合離職なら2か月が適用されますが、それが3回以上になってくると、3か月が適用されるという意味合いです。

労働者委員

分かりました。ありがとうございます。

部会長

そのほか、何かございませんでしょうか。

公益委員

有効求人倍率が改善してきているというお話があったと思いますが、これはどういう理由なのか、もし分かればお伺いできればと思います。例えば、この分野というか、この産業における経営状況が全体的に改善してきていることなのか、経営状態との関係はそこまではリンクしてないけれども、積極的に採用を少し進めようという傾向にあるのか、それとも、緊急事態宣言とかの制約に影響を受けているということなのか、どういう理由とかあるのでしょうか。

船員労政課長

正直申しまして、有効求人倍率は、1ページ目の資料にもございますように、月間有効求人数を月間有効求職数で割った数字だけの話になりますので、この数字だけを見ておりましたが、1年間の中で特別に上がった、下がったというのは、見えてこないです。前後の月で僅かに差が生じている部分ぐらいしか分かりません。

公益委員

母数も少ないし、よく分からないという感じですか。

船員労政課長

そうです。例えば、コロナであったりだとか、経営状況が、という理由はこれまであまり聞いておりませんが、あくまで数字上では徐々に回復しているということだけになるかと思います。

公益委員

分かりました。ありがとうございます。

部会長

そのほか、何かございませんでしょうか。

他にないようでしたら、議題（２）その他に入ります。

まず、皆様方から何かございましたら、お願いいたしたいと思います。

公益委員からは何かございますか。

(公益委員なし)

部会長

私から２点ほど。

お手元の添付ファイル等にございます「海事立国フォーラム」が１０月１９日に東京で開催されますのでご案内だけ。これは国際海運のことですが、もう一つは、ベトナムの状況についてご報告いただくことで、今、国際情勢としての、特にアジア太平洋の問題が出てきており、そこのあたりが焦点になるかと思えます。

もう一点は、神戸大学海洋政策科学部の新造船で、海洋調査等や航海訓練を目的とした「海神丸」が建造中で、３月末に実際に就航するという事です。それと同時に、現在使用している「深江丸」がどのようになるか、普通なら廃船の道もありますけど、やはり再利用をいかに考えるかというところもありますので、皆様方からお知恵があれば、あるいはこうしたらいいのではないかというアイデア等がございましたら、お寄せいただければと思います。

どこかで引受手があれば、内部の構造上は訓練等の練習船としてのシステムが整っていますので、そのようなかたちで再度利用いただくことがいいのではないかと。あるいは、海外売船して、開発途上国で船員の訓練に使用することもありますけど、日本国内でもいろいろな用途があると思いますので、ご報告方々申し上げた次第でございます。

それでは、労働者委員の方、何かございますでしょうか。

労働者委員

最初に議事録の確認で承認はしたのですが、前回質問したままになっている回答は先に得られないのですか。

部会長

本日は、順番的には後のほうが、全体的な行政からのいろいろご意見等もあろうかと思いましたので、後に回させていただきます。

労働者委員

了解しました。

まず、最初に、質問を労働側からしたほうがいいというお話ですか。

部会長

前回頂いた質問で、特に問題となる面があればですが、今回、行政の事務局からご報告いただくような段取りと併せたほうが効率的かと判断した次第です。

海事振興部次長

では私から、前回のご質問等々について、回答させていただきたいと思います。

前回は前々回も「クイーンビートル」に関するご質問を承っており、私ども沿岸輸送特許の手续や、福岡県下におけるまん延防止等重点措置及び緊急事態宣言下における「クイーンビートル」内の飲食規制等々に関するご質問を承っているという認識はございます。ただ、この件に関しまして、本省の担当課にもメールを送り、電話もしているところですが、はっきり言って、外航課の担当者からは、特段、私どもに回答はいただけないということでございます。そういう質問があったことは承ったという回答にとどまっている状況でございます。

あと、7月28日の日本海事新聞に、スイスの民間企業が2025年の大阪万博をターゲットに、水素燃料を使用した水中翼船を就航させる。そういうプロジェクトを本年9月にもスタートさせるという記事が掲載されたが、水素燃料船の開発が本格始動したという理解でいいのかというご質問があったと思います。これについて、事務局でも幹部職員に尋ね合わせたりしました。申し訳ありませんが、私自身はそもそもこの分野には明るくないですけれども、そもそも国土交通省が、昨年3月に水素燃料を含むクリーンエネルギーの活用を前提とした「国際海運のゼロエミッションに向けたロードマップ」を策定しておりまして、国際海運における今世紀中の温室効果ガスのゼロ排出に向けて、段階的な削減目標を定めているところでございます。

このミッションの遂行に向けました技術開発及び実証実験と導入促進の枠組み等は、将来的には内航海運にも転用できるものではないかと考えられますけれども、具体的に水素やLNGなどの燃料をどうやって供給していくのか。バンカリングの問題ですとか、あるいは技術開発上の課題をどうやってクリアしていくのか。また、そのコストをどういうふうに想定するのかという不確定要素が複合的に絡んでいる問題ですので、ゼロエミッションをビジネスとして成立させるためには、これからも相当のハードルを越えていかなければならないことが報告書の中にもうたわれております。

本日の部会資料に、先ほどのスイスの民間企業の水素燃料の記事と、日本財団が内航ゼロエミ船開発に助成制度を新設したという記事、それから我が国の民間企業とオーストラリアの企業が連携をしまして、液化水素の国際的なサプライチェーン

を構築するための事業化調査を開始したという記事などもつけさせていただいております。

本日は、このように民間でゼロエミッションに向けて、少しずつ進められているという情報しかお示しすることができません。

事務局からは以上です。

労働者委員

前回、前々回の質問に対して、まだ答えが出ていないということだったと思っておりますが、ちょっと気になったのが、沿岸輸送特許手続の日付については、毎月決定していることなのにこの日付も分からないのはいかがなものかなと思います。あくまで外国籍船が大臣の決定によって特許手続で運航するという話ですので、それらについては全て国交省、大臣の許可ですので、まん延防止があろうが、緊急事態宣言があろうが、コロナの感染対策については、国交省に責任があると僕は思っています。それを、福岡県の条例でどうこうと言うのは、ちょっとお門違いなのかなと感じております。これも、前回、前々回併せて申しておりますので、分かり次第、教えていただければと思っております。

岩谷と川重などのクリーン水素の問題につきましては、調べていただいたと思っておりますが、詳しいことは分からないということですので、また、これらについても技術的なものが先行しており、我々も勉強していきたいなと思います。

本日は2点ほど質問させていただきます。

1点目は、コロナワクチンの接種で、日本各地で現在50%、60%という数字が表舞台に上がってきているのは皆さんご承知のとおりだと思います。神戸の管轄で、外航、内航、旅客船、水産とございますが、ワクチンの接種はどれぐらい進んでいるのか、国交省として分かる範囲で、管理しているものがあれば教えていただきたいということです。

もう1点については、前回の議事録の中にも最賃部会について個別で説明することだったのですが、最賃の日程や委員の予定に関する資料は出ていますけど、予定でいいのか、決定することでもいいのか、個別に話があると聞いたのですが、個別で話が行われたのかどうか、ご説明願いたいなと思います。

以上です。

海事振興部次長

1点目のご質問は、神戸市内の船員のワクチン接種率ですか。

労働者委員

神戸運輸監理部で把握できる範囲で構いませんので、この管内で教えていただければと思います。

海事振興部次長

それを調べるのは難しいと思います。船員の職業に絞って調べるということは、ちょっと難しいかと思います。

部会長

今のご質問も含めて、船員のワクチン接種につきまして、使用者側の企業では、状況としていかがですか。この辺、もし認識されておられれば、ざっとお聞きできればと思いますが。

海事振興部次長

例えば、旅客船だけであれば事業者数も少ないので、極端に言えば全旅客船事業者で電話で聞けば大体の率は出るかと思いますが、内航や漁船なんかも含めてとおっしゃいましたけど、船員という職業の方、全員を調べることは難しいですね。

部会長

使用者委員から、事業者側としてその点いかがでしょうか。

使用者委員

神戸旅客船協会での調査はまだ実施していませんが、当社で言えば、ほぼ100%です。大体の人が接種を希望されています。

協会で調べてもいいですけど、局から改めて聞き取り調査をご指示賜れば聞きやすいので、そういう手順を当協会の専務理事と相談していただければと思います。

海事振興部次長

ありがとうございます。

旅客船協会加盟の事業者に関しましては、何とかそれは調べられると思いますけど、管内の内航の事業者全てになると、ちょっと時間がかかりそうですし、正確なデータがそろつかどうかも含めて、ちょっと難しいのではないかなと思います。内航は、海運組合の協力が得られればある程度分かるかもしれないですが、今日の時点ではお約束できないということでお願ひします。

使用者委員

参考に、神戸管内は恐らく、観光船と、当社の中距離フェリーについては、比較的受けやすい状況にあります。ただ、長距離フェリーは接種率があまりよろしくないと聞いております。どうしても、1か月近く船の上で船上生活しますので、なかなか接種のタイミングが合わないと聞いておりますので、この辺が今後の課題なのかなと認識しております。

以上です。

労働者委員

運輸局が管理監督できていないのは十分理解しました。

でも、旅客船については、局で運航管理監督をしていると思っていたのですが、ワクチン接種は管理監督できないということによろしいですね。

部会長

ということになりますね。

労働者委員

了解しました。

もう一つ、よろしいですか。「白虎」の件につきまして、何回か船員部会で報告はさせていただいたのですが、「白虎」はまだもう一名行方不明者がいるのが実態です。

その中で、サルベージ事業者による油の抜取り作業は9月4日で終了をしております。保安部の搜索は6月2日に終了していますが、今後、搜索は行わないことになるのですか。今、どういう形で搜索を行っているのか、局で分かることでいいので、教えていただければと思います。

以上です。

海事振興部次長

これは他局の管轄で起きた事故でございまして、行方不明者がまだ1名いらっしゃることに关しましては、お気の毒だとは思いますが、私どもでも、搜索がどうなっているのかを問い合わせるようなタイミングも過ぎておりますので、今の質問にもすぐにはお答えしかねるし、恐らくこれ以上の搜索はないだろうということしか申し上げられないです。

労働者委員

搜索がないことは了解しました。

海事振興部次長

先ほどの労働者委員の2点目のご質問といいますか、最賃専門部会の委員構成に关しまして、個別にお話があったのかという質問ありました。前回の部会の最後で、私自身、説明できることは説明したという認識でおりますので、できれば個別に説明したかったのですが、部会の中で、委員からの議事録に残すことも必要だというご発言もありました。私なりには説明をしたつもりですが、今年度についても専門

部会は例年どおりの体制でお願いしたいと申し上げまして、分かりましたというお返事は頂戴していませんけども、今年度に関しても例年どおりの体制でお願いいたしたく、本日お配りした委員構成表もそのような内容になっております。

以上でございます。

部会長

労働者委員の方々に、ほか何かございませんでしょうか。

労働者委員

言葉尻を捉えて申し訳ございませんが、「本年度も」という言い方と「本年度は」という言い方があると思いますが、「本年度も」と言われた言い方については、これから先もずっとそういう考え方だと言いたいのか、「本年度は」なのか、「も」と言われたので、「も」についてご説明願います。

海事振興部次長

「今年度も」というのは、前年度もそうですし、前々年度も、平成26年以降、各2名体制、公益委員2、使用者委員2、労働者委員2名が、漁業も内航の旅客も最賃の専門部会はこういう体制でやっておりまして、今年度も同じ、公益委員から2名、使用者委員から2名、労働者委員から2名で、漁業につきましては、参考人で関西地方支部から1人お越しいただく、平成26年以降同じ体制で「今年も」ということでございます。

来年以降のことは、今は申し上げることはできません。今年度のことしか申し上げることはできないということです。

労働者委員

私は去年、漁業の最賃部会のオブザーバーで参加させてもらったのですが、前回のこの船員部会の中で、浦委員から、海員組合が最賃部会の漁業関係の委員になるべきということも意見書で出してもらっています。

という中で、浦委員から、昨年、最賃部会の委員の決定前に漁業の使用者との事前に打合せをするときはぜひ一緒にという話をさせていただいた、それは議事録で確認してくださいと言ったと思うのですが、その分については確認いただきましたか。

海事振興部次長

私も昨年の議事録までは見ておりませんが、じゃあ、来年からは一緒に行きましょうというお約束をしたとは聞いておりません。

はっきり申しまして、事前のヒアリングすらも、このコロナの時期に神戸から来るのかと漁協側から少し難色を示されておりました、あまり大人数でこちらから行

くのは控えたほうがいいのかなどというのがありますし、そもそも、最賃部会を今年度も開きたい、開催に当たって但馬・浜坂両漁協の状況を事前ヒアリングするのが目的なので、同席というのはいかがなものかなと私自身は思います。

労働者委員

先ほどの話は、あくまでも今年はたまたまコロナの感染拡大があり、神戸から行くと言うと、向こうの方からは今やるべきなのかという話をされたということだと思います。神戸漁業の最賃部会に、労働者側として海員組合を入れてくれ、入るべきだという話は、今始まった話ではないと思います。

この意見書を見てもらえば分かるのですが、正当な理由で、こうあるべきという話をさせてもらっているのに、コロナで今年は実現できなかったというのはあくまでも今年の事情であって、監理部の人には、我々の主張を分かってもらって、先方との調整をお願いしたかったのにしてもらえなかった。これについては、ずっと主張していきたいと思います。今年は少し残念な回答だったと感じております。

以上です。

部会長

この問題は、継続的に求め続ける感じになると思いますけど、ほかに何かございませんでしょうか。

労働者委員

先ほどのコロナの話で、船員が、外航、内航、関係自治体の接種を受けられると、添付の資料にもありますが、この中で、国交省のところは船員がたくさんいるところ、船が寄港する自治体には、地方運輸局が直接自治体に要請するという形になっていますけど、神戸の管轄でいけば、どの自治体がそれにあたるのか。

あと、先ほどの話では、コロナの管轄ではないという話はありませんでしたが、要請する以上は、どの自治体とどういう経緯だったのか、要請をすることによって、どれだけの船員が接種を受けやすくなったのか、受けられたのかという状況を調べるに当たって、こういうことは調べておいたほうがいいのかと思います。

海事振興部次長

私ども貨物・港運課から各兵庫県下の自治体に、内航とか旅客船は問わず、船員のワクチンの優先接種で、電話と文書でお願いをした自治体が17市ございます。

今のところこの17市に対して、各自治体の健康福祉局のワクチン担当の部署に電話と文書で、船員の優先接種のお願いをしたということでございます。

結果どうなったかというのは、今、まだワクチン接種が進んでいるので、何%とか何人というのは、数字としてはお示しできませんけども、そういうお願いをしているということでございます。

労働者委員

いま17市とお聞きしたのですけれども、兵庫県は29市あったと思いますが、17市を選択したという意味合いは、船員を管理監督できるとということによろしいですか。さっき、コロナの状況は管理監督できないという話でしたが、船員がいるのは17市だということ和管理できているということでしょうか。

海事振興部次長

すみません、17市以外に居住する船員もいるかどうか、それは分かりません。

海事振興部長

この件について補足させてください。

次長から回答しましたとおり、ワクチン接種については9月9日に、国交省と厚労省で各市町村に文書で協力依頼を出しております。ただ内容は、「住民よりも船員を優先してやってほしい」というお願いではなくて、柔軟な対応をしていただきたいということでございます。

具体的に言いますと、例えば、先ほど加藤委員からお話もありましたとおり、休暇等の都合で、2回接種がなかなかできないとか、あと、長距離の航海になると、住んでいる居住区で2回接種するのがなかなか困難だという実状がございます。具体的な依頼の例としては、居住している自治体以外での接種の際に書類等については柔軟な対応もしくは簡略化していただけないかというお願いと、もう一つは、2回目の接種については、同じ場所で2回受けるのではなくても、別の市町村でも接種させていただけないかということです。ただやはり自治体との判断が必要なもので、それは要請ベースにしかならないということでございます。ですので、文書を両省の通達として、事務連絡として各市町村に投げております。

部会長

ということで、いかがでしょうか。

これ以外に何か関連するご意見、ご質問ございますか。

労働者委員

今のところ、地方自治体の対応に関する検討が追いついてないかなという感じがすね。せっかく対応してもらえるのはありがたいのですが。

船員にとってはいい制度なので、国から地方自治体への要請は1回に限らず、制度をもっと船員のために広げてもらいたいので、粘り強くやってもらえたらいいと思いますが、その方向性はありますか。

海事振興部長

先ほど粘り強くと言われましたが、今でも決して1回だけで要請したとは考えておりません。9月6日の事務連絡、通達が行った時点から連絡を取りあっております。毎日とは申しませんが、最低でも毎週のように、貨物・港運課が各保健所の担当者に連絡し、対応していただけないかどうかについて調整をしております。

私自身も、コロナなので出向くわけにはいかないのですが、電話連絡で各責任者の方々等にもご連絡して、状況が変化すれば連絡いただくようお願いしています。船員さんの対応に協力できますよと情報が分かった時点で、例えば内航総連であるとか、船主協会であるとか、そういった関係団体のホームページ等に掲載してもらえそうな形で、本省において調整中と聞いております。

以上です。

労働者委員

ありがとうございました。

部会長

そのほか、よろしいでしょうか。

使用者委員

遅ればせながら、内航総連の下部組織の全国海運組合連合会も、非常に遅いですが、この今月9月15日に雇用船員のコロナワクチン接種状況把握調査に乗り出しました。

アンケート形式で回答期限が9月29日の17時まで、使用者委員から先ほどご説明がありましたが、このアンケートの内容を見ると、全海運は、結構リアルにワクチン接種の状況把握に対してアンケートを求めてまして、年齢では「65歳以上」または「65歳以下」かどうか。未接種等と回答するような状況等についても「接種予約済み」「接種済み」「接種予約未定」「接種は希望するが予約が取れない」「その他」「接種予定なし」という項目に分けております。

そんな中、兵庫海運組合も調査の実態に乗り出しまして、全日海に所属する会社の船員の皆様だけでなく、未組織の皆様にも約60社にアンケートを求めております。ちなみに、私どもの船員は、非常に少ないですけど、7名中2名が2回接種済みという報告は受けております。

以上になります。

部会長

そのほか、何かご質問を含めまして、よろしいでしょうか。

あと、使用者委員の方で、ほかに何かございますでしょうか。

(使用者委員なし)

部会長

それでは、事務局から何かございますか。

海事振興部次長

部会長、事務局からの議事提案は次回回しにさせていただきたいと思えます。

部会長

はい。

海事振興部次長

本日、事前に郵送させていただいた資料の最後に、最賃専門部会の委員構成表をつけさせていただいております。この構成表には委員のお名前と各最賃専門部会の日程が入っております。開催時刻も含めまして、改めてご確認をいただき、間違いがないということであれば、部会長による任命の受付に入らせていただきたいと思います。改めてこの場でご確認をお願いしたいと思います。

また、最賃の意見聴取に係る官報公示のコピーと、9月16日時点の全国の最賃の審議状況の一覧表をつけております。この一覧表は、本省海事局で全国の運輸局の状況を取りまとめて定期的に更新されており、更新がかかれば逐次各運輸局にメールで配信がありますので、船員部会の都度、最新情報を共有させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

あと、船員労政課長から連絡がございます。

船員労政課長

船員労政課で現在取り組んでいる事案について2点ほど、途中経過をご説明させていただきます。

1点目は、来る10月3日（日）、小学生と保護者20組40名を対象にした当課主催で民間の練習船「みらいへ」を活用した体験航海の実施についてです。

これは、乗船体験を通じて海や船・船員の仕事に興味をもち、身近に感じてもらうことにより「船員」という仕事を意識してもらうきっかけ作りを狙いとしており、令和元年度までは毎年開催してきております。

緊急事態宣言下に参加者募集のプレス発表をしたので、申込みがあるのか心配しておりましたが、募集枠はすぐに埋まり、早々に締切らなければならないほどのお申し込みをいただきました。

申込みメールには「コロナの影響で去年も今年も子供に何も体験させてあげられないから思い出になることをさせてやりたい」というメッセージが付されたものもあり、直接体験型のイベントのニーズの高さが伺えました。

2点目は、海技者セミナーの開催についてです。

これは、当運輸監理部では10年以上の長きにわたり取り組んでいる企画で、船員の就職希望の方と内航海運事業者との雇用のマッチングをはかるものです。神戸では、練習船の寄港のタイミングに合わせて開催することにより、乗船実習生が来場できるように企画調整しており、毎年多くの海事事業者様から参加お申し込みをいただいております。

昨年度は、令和3年2月28日開催予定で準備をすすめておりましたが、1月中旬から緊急事態宣言が発令されたことにより急遽中止の判断をいたしました。

今年度は12月24日（金）ポートオアシスにて開催予定ですが、会場のキャパシティの都合上、事業者ブースが20社あまりしか確保できないため、たくさんのお申し込みがあつたにもかかわらず、残念ながら多くの事業者様にお断りのお返事をせざるを得ませんでした。

昨年春からウィズコロナの普及・浸透により、催し物がオンラインを活用したものが増え、企業説明会や採用面接をオンラインで実施しているという情報もよく聞かれましたが、事業者様からは「やはりできることなら求職者と直接対面したい」というご意見を複数伺っております。国が主催するからこそ、求められている直接対面の形式での実施にこだわって準備をすすめており、今年度こそ開催にこぎ着けたいと考えております。

以上です。

部会長

何かご質問、関連してご意見等ございますでしょうか。

労働者委員

質問ですが、官報掲載の意見書聴取は、令和3年9月16日から15日間になりますので、今月末ということでもよろしいか確認しておきたいと思いますが。

海事振興部次長

そうです。

労働者委員

では、今月末の30日の日付でもよろしいですね。それとも10月1日付けまでオーケーですか。

海事振興部次長

9月30日までをお願いします。

労働者委員

了解しました。

部会長

全体を通じまして、何かございませんでしょうか。

(なし)

部会長

ほかになければ、本日の部会はこれで終了します。

次回の船員部会は、10月22日金曜日を予定していますので、よろしくお願
い
します。

海事振興部次長

次回、緊急事態宣言が延長しないという前提で、10月22日は神戸運輸監理部
の調停室で、通常どおり開催させていただきたいと考えております。もし、また緊
急事態宣言延長になればオンライン開催となりますけども、久しぶりに皆さんと調
停室でお会いできるように祈っております。

事務局からは以上でございます。本日はどうもありがとうございました。お疲れ
さまでございました。